

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例
(埼玉県条例第四十三号) (生活衛生課)

一 趣旨

水道法施行令等の一部改正を踏まえ、専用水道に係る水道技術管理者の資格を改正するものである。

二 内容

- (一) 大学の土木工学又はこれに相当する課程を卒業した者が必要とする技術上の実務経験年数について、履修した学科目に応じて設定されていたものを統一
- (二) 土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者を追加
- (三) 必要な実務経験年数の加算を要する基準値の変更

三 施行期日

令和七年四月一日